

空き家バンク 運用規程

(目的と管理者)

第 1 条 この規程は、郡山市内（以下「市内」という。）における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の利活用を通して、郡山市への定住促進及び地域の活性化を図り安心・安全なまちづくりを促進するため、空き家バンクの運用について必要な事項を定めるものとする。尚、空き家バンクの管理は、特定非営利活動法人こおりやま空家バンク（以下「NPO 法人」という。）が行うものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する土地又は市内に存する専用住宅、併用住宅及び共同住宅（以下「専用住宅等」という。）で、現に使用していないもの（建築後使用されたことのない専用住宅等にあっては、建築工事が完了した日から起算して1年を経過したものに限る。）又は今後使用しないことが確実なものをいう。
- (2) 空き家バンク 市内に存する空き家等で、売却又は賃貸及び管理などをしようとする情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。
- (3) 情報登録者 空き家等に係る所有権を有する者又は、売却もしくは賃貸及び管理等の契約締結を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用者 空き家バンクなどの情報で、空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (5) 協力業者 NPO 法人の会員で、情報登録者と利用者との間において売買または賃貸借及び管理などの契約を締結する者をいう。

(運用上の注意)

第 3 条 この規程は、空き家バンク以外による空き家等取引を制限するものではない。

2 空き家バンクは、空き家等の売買又は賃貸借及び管理などに係る交渉及び契約については直接関与しない。

3 情報登録者が、既に不動産業者に売却や賃貸借を依頼している物件や、その不動産業者との間において媒介契約を締結し、その契約期間中である物件は該当しない。

4 暴力団の構成員やその交遊者など反社会的勢力と認められる団体や個人は、空き家バンクを利用できない。

(登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクの登録を受けようとする情報登録者は郡山市空き家相談申込み及び空き家情報提供同意書（様式第 2 号）を NPO 法人に提出しなければならない。

2 NPO 法人は、事前に協力業者に輪番の順序をつけておき、その順番の協力業者が前項の規定による情報登録者を担当する。

3 担当する協力業者は、情報登録者と現地を確認のうえ、郡山市空家バンク登録カード（様式第 3 号）空家確認作業前状況確認書（様式第 4 号）及び住宅内外の設備関係の有無（様式第 5 号）と写真などを NPO 法人に提出する。

4 情報登録者が売買又は賃貸借を希望する場合は、協力業者との間で期間 3 ヶ月を超えない専属専任媒介契約を締結する。

5 NPO 法人は、第 1 項の同意書や第 3 項の提出があったときは、理事会または不動産部会にて審査し、支障がないと認めたときは、空き家バンクに登録しなければならない。

6 NPO 法人は前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該情報登録者に通知するものとする。

(情報の提供)

第 5 条 NPO 法人は、登録した空き家等に係る情報を速やかに、NPO 法人が開設するホームページにより提供するものとする。

(登録情報変更の届出)

第 6 条 第 4 条第 5 項の規定による登録の通知を受けた情報登録者は、当該登録事項に変更があるときは NPO 法人に変更届出書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

(登録情報の削除等)

第 7 条 NPO 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空き家等の情報の全部又は一部を削除することができる。

- (1) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 情報登録者が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 登録した空き家等の情報の内容に錯誤があると認めるとき、その他登録が不相当と NPO 法人が認めたとき。

2 前項の場合において、情報登録者は登録抹消届出書（様式第 7 号）を NPO 法人に提出しなければならない。

(登録情報の最終報告書)

第 8 条 登録情報に利用者が利活用に同意し、契約を締結した場合、協力業者は NPO 法人に郡山市空き家バンク登録物件交渉結果報告書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第 9 条 NPO 法人は、個人情報保護の重要性を認識し、空き家バンクの運用にあたっては、個人

の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 NPO 法人は、空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 NPO 法人は、空き家バンクの運用に関して保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人 こおりやま空家バンク